# 立正大学における研究活動上の不正行為の防止および対応に関する規程

令和元年９月１日
規程第319号

## 第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、関係省庁等が定める、研究活動上の不正行為の防止および対応に関するガイドラインおよび立正大学（以下「本学」という。）が定める立正大学研究倫理ガイドラインに基づき、本学における研究活動上の不正行為（以下「不正行為」という。）の防止および不正行為が生じた場合の適正な対応について必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

１　研究活動上の不正行為

（１）　故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、または盗用

ア　捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること

イ　改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

ウ　盗用：他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること

（２）　（１）に掲げる不正行為の証拠隠滅または立証妨害

（３）　（１）以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範および社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

２　研究者等

立正大学における研究者の範疇および登録に関する申し合わせの第２条に定められた研究者とする。

３　部局

立正大学学園事務組織規程の別表に定められた学部、研究科および研究所

（研究者等の責務）

第３条　研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

２　研究者等は、研究者倫理および研究活動に係る法令等に関する研修または科目等を受講しなければならない。

３　研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、立正大学研究倫理ガイドラインに従い、研究データ等を適切に保存・管理し、開示の必要性および相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

４　その他の責務については立正大学研究倫理ガイドライン第３条に順ずる。

## 第２章　不正防止のための体制

（最高管理責任者）

第４条　最高管理責任者は学長をもって充てるものとする。

２　最高管理責任者は研究活動上の不正行為の防止および対応に関し、大学全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

（統括管理責任者）

第５条　統括管理責任者は最高管理責任者が指名する副学長をもって充てるものとする。

２　統括管理責任者は最高管理責任者を補佐し、研究活動上の不正行為の防止および対応に関する責任を有する者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

（研究倫理推進責任者）

第６条　研究倫理推進責任者は各部局の学部長、研究科長、および研究所長をそれぞれ充てるものとする。

２　研究倫理推進責任者は研究者等に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を有する者として、各部局に所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならな

い。

第３章　告発の受付

（告発の受付窓口）

第７条　告発または相談への迅速かつ適切な対応を行うため、監査室に告発等を受け付ける窓口（以下「告発窓口」という。）を置き、責任者は監査室長をもって充てるものとする。

（告発の受付体制）

第８条　研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話または面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

２　告発は、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者または研究グループ等の氏名または名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。

３　告発窓口責任者は､匿名による告発について必要と認める場合には､最高管理責任者と協議の上、これを受け付けることができる。

４　告発窓口以外の部局に告発があった場合、速やかに告発窓口に報告するものとし、告発窓口責任者が必要と認める場合には、最高管理責任者と協議の上、これを受け付けることができる。

５　告発窓口責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに、最高管理責任者に報告するものとし、最高管理責任者は、当該告発に関係する部局の責任者等に、その内容を通知するものとする。

６　告発窓口責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。

７　新聞等の報道機関、研究者コミュニティまたはインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合(研究活動上の不正行為を行ったとする研究者または研究グループ等の氏名または名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）、最高管理責任者は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

（告発の相談）

第９条　研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

２　告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

３　相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、または研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、告発窓口責任者は、最高管理責任者に報告するものとする。

４　第３項の報告があったときは、最高管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

（告発窓口の義務）

第10条　告発の受付に当たっては、告発窓口は、告発者および被告発者の秘密の厳守その他告発者および被告発者の保護を徹底しなければならない。

２　告発窓口は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時および事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

３　前２項の規定は、告発の相談についても準用する。

第４章　関係者の取扱い

（秘密保護義務）

第11条　この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

２　最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容および調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者および被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

３　最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者および被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者または被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

４　最高管理責任者またはその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者または関係者に連絡または通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者および関係者等の人権、名誉およびプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

（告発者の保護）

第12条　研究倫理推進責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

２　本学に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

３　最高管理責任者は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、学校法人立正大学学園就業規則または立正大学学則等に基づき、懲戒処分等も含む手続きをとるものとする。

４　最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

（被告発者の保護）

第13条　本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

２　最高管理責任者は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、学校法人立正大学学園就業規則または立正大学学則等に基づき、懲戒処分等も含む手続きをとるものとする。

３　最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

（悪意に基づく告発）

第14条　何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるためまたは被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えることまたは被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

２　最高管理責任者は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

３　最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関および関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

## 第５章　事案の調査

（予備調査の実施）

第15条　最高管理責任者は、第８条に基づく告発があった場合または本学がその他の理由により予備調査が必要であると認めた場合は、研究活動上の不正行為に関する予備調査委員会（以下「予備不正調査委員会」という。）を設置し、予備不正調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

２　予備不正調査委員会は、次の委員をもって組織する。

（１）　最高管理責任者が指名する副学長　１名

（２）　最高管理責任者が必要と認めた者　２名以上

３　予備不正調査委員会に委員長を置き、前項第１号に定める委員をもって充てる。

４　予備不正調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求めまたは関係者のヒアリングを行うことができる。

５　予備不正調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

（予備調査の方法）

第16条　予備不正調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

２　告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯および事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か

調査し、判断するものとする。

（本調査の決定等）

第17条　予備不正調査委員会は、告発を受け付けた日または予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。

２　最高管理責任者は、予備調査結果を踏まえ、速やかに、本調査を行うか否かを決定する。

３　最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、告発者および被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。

４　最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関または関係省庁や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

５　最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費の資金配分機関および関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

（不正調査委員会の設置）

第18条　最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに、研究活動上の不正行為に関する調査委員会（以下「不正調査委員会」という。）を設置する。

２　不正調査委員会の委員の半数以上は、本学に属さない外部有識者でなければならない。また、全ての不正調査委員会委員は、告発者および被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

３　不正調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

（１）　最高管理責任者が指名する副学長　１名

（２）　各学部長および研究科長の中から最高管理責任者が指名する者　２名

（３）　その他最高管理責任者が指名する外部有識者　３名以上

４　不正調査委員会に委員長を置き、前項第１号に定める委員をもって充てる。

５　第３項第３号に定める委員については、当該研究分野の知見を有する者および法律の知見を有する者を含めるものとする。

６　不正調査委員会の会議は委員の３分の２以上の出席をもって成立する。ただし、第３項第３号に定める委員については半数以上の出席を必要とする。

（本調査の通知）

第19条　最高管理責任者は、不正調査委員会を設置したときは、不正調査委員会委員の氏名および所属を告発者および被告発者に通知する。

２　前項の通知を受けた告発者または被告発者は、当該通知を受けた日から起算して暦日７日以内に、書面により、最高管理責任者に対して不正調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

３　最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る不正調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者および被告発者に通知する。

（本調査の実施）

第20条　不正調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。

２　不正調査委員会は、告発者および被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

３　不正調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査および関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。

４　不正調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。

５　不正調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、不正調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間および機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

６　告発者、被告発者およびその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、不正調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

（本調査の対象）

第21条　本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、不正調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

（証拠の保全）

第22条　不正調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料およびその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

２　告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、不正調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料およびその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

３　不正調査委員会は、前２項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

（本調査の中間報告）

第23条　不正調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分または措置をした資金配分機関、または関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関および関係省庁に提出するものとする。

（調査における研究または技術上の情報の保護）

第24条　不正調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

（不正行為の疑惑への説明責任）

第25条　不正調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法および手続に則って行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

２　前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第20条第５項の定める保障を与えなければならない。

## 第６章　不正行為等の認定

（認定の手続）

第26条　不正調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容および悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等および当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

２　前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由および認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

３　不正調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

４　前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

５　不正調査委員会は、本条１項および３項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者に報告しなければならない。

（認定の方法）

第27条　不正調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

２　不正調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

３　不正調査委員会は、被告発者の説明およびその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬および関係書類等の不存在等、本来存在するべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

（調査結果の通知および報告）

第28条　最高管理責任者は、速やかに、調査結果（認定を含む）を告発者、被告発者および被告発者

以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
2　最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関および関係省庁に報告するものとする。
3　最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

（不服申立て）

第29条　研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して暦日７日以内に、不正調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
2　告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、第１項の例により、不服申立てをすることができる。
3　不服申立ての審査は、不正調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、不正調査委員会委員の交代若しくは追加、または不正調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、不正調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
4　前項に定める新たな不正調査委員会委員は、第18条第２項および第３項に準じて指名する。
5　不正調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと不正調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
6　不正調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
7　最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関および関係省庁に通知する。不服申立ての却下または再調査開始の決定をしたときも同様とする。

（再調査）

第30条　前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、不正調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
2　前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、不正調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、不正調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
3　不正調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由および決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
4　最高管理責任者は、本条２項または３項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を告発者、被告発者および被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関および関係省庁に報告する。

（調査結果の公表）

第31条　最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。
2　前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、不正調査委員会委員の氏名・所属、調

査の方法・手順等を含むものとする。
3　前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
4　研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合または論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
5　前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、不正調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
6　最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、不正調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

## 第７章　措置および処分

（本調査中における一時的措置）
第32条　最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから不正調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。
2　最高管理責任者は、資金配分機関または関係機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。
（研究費の使用中止）
第33条　最高管理責任者は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、および研究費の全部または一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。
（論文等の取下げ等の勧告）
第34条　最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正またはその他の措置を勧告するものとする。
2　被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して暦日14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。
3　最高管理責任者は、被認定者が第１項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。
（措置の解除等）
第35条　最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後または不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
2　最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置および不利益が生じないための措置を講じるものとする。
（処分）
第36条　最高管理責任者は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、学校法人立正大学学園就業規則または立正大学学則等に基づき、懲戒処分等の手続きをとるものとする。
2　最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関および関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。
（是正措置等）
第37条　本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

２　最高管理責任者は､関係する部局の責任者に対し､是正措置等をとることを命ずることができる。
３　最高管理責任者は、第１項および第２項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関および関係省庁に対して報告するものとする。

第８章　雑則

（所管）

第38条　この規程に関する事務は、総務部研究推進・社会貢献課が所管する。

（改廃）

第39条　この規程の改廃は、立正大学学園規約類の制定に関する規程第６条の規定による。

附　則

１　この規程は、令和元年９月１日から施行する。
２　これに伴い平成27年４月１日施行（規程第274号）「立正大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程」は廃止する。

令和６年３月18日改正、令和６年４月１日施行